

仕様書

1. 委託業務名

新規入国の外国人向け生活ガイドブック（以下「ガイドブック」という。）制作業務

2. 委託期間

契約締結の日から令和8年10月31日まで

3. 委託業務の内容

ガイドブックの制作

（1）目的

福岡県内の在住外国人数は年々増加しており、昨年末には12万5千人を超え、過去最多を更新している。こうした状況を踏まえ、新規入国の外国人が日本の生活習慣や制度を理解し、地域社会の一員として安心して生活できるよう支援するとともに、その理解の促進を通じて、言語・習慣の異なる外国人に対する地域住民の不安解消や相互理解を図ることを目的として、ガイドブックを制作するものである。

なお、本業務は県からセンターが委託を受けて実施する業務の一部を再委託するものである。

（2）全体構成

ア 目的と対象

新たに入国した外国人が、福岡県での生活マナーや交通ルール等、生活に必要な基本情報を学び、そのマナーやルールを守らなかった場合の罰則やリスクについて理解できる内容とする。また、学んだ内容について、その理解度を確認できる内容とすること。

イ ガイドブックの構成

- ・ ゴミ出しや自転車の駐輪などの生活上のルール、交通ルール、在留カードの携帯など、制度として知っておくべき内容をテーマに入れること。
- ・ 公園や公共交通機関の使い方、時間や約束を守ること、共同住宅での騒音など、生活上のマナーとして知っておくべき内容をテーマに入れること。
- ・ 日本語の勉強、病院のかかり方、困った時に相談できる場所など、知っておくと役に立つ内容をテーマに入れること。

ウ 学習効果

ガイドブックの内容を取得できたかの確認コンテンツを盛り込むものとする。

エ デザイン

多くの外国人の興味・関心を誘引できるよう、漫画、イラスト、画像等を多用し、楽しく学べる内容とすること。

オ 使用言語

母国語で学ぶことができるよう、やさしい日本語版の他、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語の各言語版のガイドブックを制作すること。なお、各言語については、センターと相談のうえ、必ずネイティブによるチェックを行うものとする（センターの多言語サポートスタッフ、語学ボランティア等への確認も可とする）。

カ その他

可能な限り県内在住の外国人に対し、来日時の困りごと等についてヒアリングを実施し、当事者の声を反映させた内容とすること。

(3) ガイドブックの規格

ア 規格

ガイドブック（A4版、中綴じ）の入稿データ
※印刷物の制作については、本業務に含めない。

イ 色彩

フルカラー

ウ ページ数

40ページ前後（表、裏表紙を含む）

(4) その他

本委託業務の目的に資するもので、仕様書に記載の内容以外に効果的な取り組みがあれば、業務想定額の範囲内で提案すること。

4. 制作上の留意点

- (1) 撮影や画像使用等による肖像権及び著作権の手続き（撮影、編集はもとより、納品後の二次利用や公の会場での使用にあたり、新たな費用を発生させないよう事前処理を含む）を行うこと。
- (2) 委託期間終了後も複数年、画像等を使用できるよう、必要な措置を行うこと。
- (3) ガイドブックの内容について、センターによる複数回の内容確認及び修正等の校正期間を十分に確保すること。
- (4) 委託料には、画像使用や出演者の謝礼・交通費等、必要とする資材や機材の運搬、会場使用料など業務の実施に必要なすべての経費を含むものとする。
- (5) 登場人物やシチュエーションが容易に想像でき、分かりやすい内容とすること。
- (6) 文字の大きさや読みやすいフォントの使用等、障がい者の社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を誠実にいき、その社会的障壁の除去

に可能な限り努めなければならないこと。

(7) 必ず、ジェンダーバランスやLGBTなどの性的少数者に配慮すること。

5. 成果物

(1) 成果物

ア ガイドブックの最終データ (PDF、イラストレーター (アウトライン済みデータ及び編集可能データ))

イ 冊子内で使用したスライド・図解の各データ (編集可能データ)

ウ 業務内容をまとめた報告書

(2) 納品場所

センター 多文化共生・留学生部 多文化共生グループ宛

(3) 納品方法

(1) ア及びイについては、記憶メディアに保存して納品すること。

(1) ウについては印刷物及び電子データでの納品とする。

(4) 納品期限

令和8年10月31日 (土)

6. ガイドブックの用途

センター及び委託元の県において、以下の用途に使用するものとする。また、納品されたガイドブックをセンター及び県が再編して使用する場合がある。

- ・センター及び県が管理する SNS (Instagram、Facebook 等) への掲載
- ・センター及び県ホームページへの掲載
- ・県が管理する外国人のためのポータルサイト「FUKUOKA IS OPEN」への掲載
- ・センター及び県が実施又は参加する会議、イベントなどでの使用
- ・その他、センター及び県が必要と認めた場所での使用

7. 業務実施上の留意事項

(1) 受託者は、報告書等の提出を求められた場合は速やかに提出すること。

(2) 本業務は県からセンターが委託を受けて実施する業務の一部を再委託するものであるため、本業務により作成された成果品に係るすべての著作権は、福岡県に帰属するものとし、二次利用及び公の会場での利用を妨げないものとする。また、受託者は成果品に関する著作権者人格権及びその他一切の権利を行使しないものとする。

(3) イラスト・画像等の著作権、肖像権等の権利関係の処理を済ませた上で、成果品を納品すること。成果品について、著作権等に係る問題が第三者との間で生じた場合は、すべて受託者の責任において処理・解決するとともに、センター又は福岡県に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

(4) アフターフォローとして、ガイドブックの内容に対し必要に応じて多少の修

- 正を求めた場合、軽微かつ追加費用の発生しない範囲で、これに対応すること。
- (5) 業務を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部についてあらかじめセンターの承認を得た場合はこの限りではない。
 - (6) 受託者は契約後、速やかに事業終了までの工程表を作成し、提出すること。
 - (7) 企画検討、連絡調整のため、センターとの打合せを必要に応じて行い、事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと。打合せ以外にも、県と十分な協議を行うため、随時連絡調整を行うこと。
 - (8) 事業の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する事業責任者を定め、必要とする人員を配置すること。
 - (9) 受託者は事業実施にあたって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分注意し、事業の信頼性及び安全性の確保に努めること。
 - (10) 委託料の支出内容について、帳簿や証拠書類を整備し、事業完了年度の終了後から起算して5年間保管すること。
 - (11) センター又は県が実施する調査等に協力すること。
 - (12) 本業務の実施にあたっては「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（平成28年1月29日福岡県訓令第1号）」に定めるところにより、障がい者が社会的障壁を取り除くことを必要としている場合においては、その社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を誠実に行い、その社会的障壁の除去に可能な限りに努めなければならないこと。
 - (13) 本事業の実施にあたっては、関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。

8 その他

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、センターと協議の上、対応すること。